

内閣参質二一二第三八号

令和五年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出A・V新法施行後の効果検証と施行後二年以内に行われる見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出A V新法施行後の効果検証と施行後二年以内に行われる見直しに関する質問
に対する答弁書

一について

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号。以下「法」という。）第四章の規定に基づき、法第二条第四項に規定する出演者（以下「出演者」という。）等の相談に応ずる性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の体制の整備、ワンストップ支援センターにおける出演者等に対する必要な支援の提供、SNSの活用等による法の内容の広報啓発等の施策を講じているところである。これらの施策については、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等の一環として実施しているものもあることから、お尋ねの「当該政策の歳出総額」のみを取り出してお答えすることは困難である。

二及び三について

お尋ねの「使った歳出に対する政策ごとの効果検証」及び「何かしらの効果検証や実態調査等」の意味

するところが必ずしも明らかではないが、例えば、令和四年十二月七日の男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会において、ワンストップ支援センターに寄せられた相談の件数、内容等のほか、法の内容の広報啓発の実施の状況等を報告し、調査審議が行われたところである。

四について

お尋ねの「AV新法の見直しの現時点の政府の検討状況」については、法が議員立法により制定されたこと等の経緯に鑑み、政府としては、国会における御議論等を踏まえた対応が必要と考えており、現時点においては、引き続き、関係施策の実施の状況の把握等に取り組んでいく所存である。